

社員がん検診業務委託（概算契約）及び配偶者人間ドック等業務委託（概算契約）に対する

質問の回答について

番号	質問事項	回答
1	法人として複数施設がある場合、 ・各施設ごとの入札が可能なのか。 ・法人として1社で契約すると複数施設全てを対象としていただけるのか。 ・複数施設があっても法人としては1社なのでエントリーも1施設のみなのか。	法人として1社で受付ける。 複数施設を代表する1施設のみ受付ける。
2	胸部X線検査の際、医師の判断で喀痰検査が要受診になった場合、その喀痰検査の費用は受診者に別途請求が可能なのか。	可能。ただし、受診者に別途費用が掛かる旨の承諾をえること。
3	胸部X線検査の際医師の判断で喀痰検査が要受診となった場合、受診者による受診の有無の判断は可能か。	2に同じ。
4	実施日について、「特定の月のみ実施する、性別によって健診日を分ける等、受診予定者の利便性を著しく低下させるようなことがないように、十分に配慮のうえ実施日を設定すること」と記載があるが、レディースデイを設けている場合や子宮・マンモ等婦人科検査の曜日が限定されている場合は「利便性を著しく低下させる」に該当するのか。	該当しない。
5	ドック内項目で未受診の項目がある場合、減免額は無しなのか。	未受診分の代金相当額を減免する必要はない。
6	「電話等による申込」とあるが、Web上に特設ページを設けて予約できるよう対応してもよいのか。	可能。受託者の費用で行うこと。
7	個人的にオプションを追加している場合、領収書は人間ドックまたはがん検診分と個人的追加オプション分と複数枚に分けるのか。	分ける必要はない。
8	「健診受診当日に窓口において、(中間省略)作成した受診予定者リストと突合して資格確認をすること。」とあるが、2019/5/31で健診申込を締め切った後、リストの作成はいつまでに完了すればよいのか。	受診予定者への事前通知を送付するまでに受診予定者リストを完成させること。
9	受診予定者への事前通知の件で、「遅くとも健診受診日の2週間前までに各受診予定者あて文書により事前通知をする」と記載があるが、受診者の希望日が2週間後の日程だった場合は、既に受診希望日の2週間前であり書類送付期間を過ぎている為申込受付不可になるのか。	受付不可としない。

番号	質問事項	回答
10	申込受付終了後による健診コースの変更は可能か。(がん検診追加なども含む) また、可能な場合は再度修正した受診予定者リストを該当者分のみ、最初同様の形式で御社に提出すればよいのか。	可能。修正した受診予定者リストを該当者分のみ、所定の様式で提出すること。
11	受診予定者リストは受診日が変更になった場合、再度御社に提出しなければならないのか。	不要。
12	いずれの健診も本人用の結果通知書の他、事業者保管用の+1部は不要でしょうか。	不要。
13	がん検診、配偶者人間ドックはそれぞれ独立して落札者を選定するという認識で間違いありませんでしょうか。	間違いありません。
14	(がん検診について) 仕様書別紙3に書かれている検査項目について記載されている各検査は受診者がすべて受けるということでしょうか(男女別検査以外)。	原則、すべての検査を受診させること。ただし、本人の申し出による辞退は認める。
15	(がん検診について) 説明会にて協会けんぽ一般健診の同時受診は可能とのことでしたが自己負担金の請求先はどちらになるのでしょうか。	本人。
16	乳がん検診と子宮頸がん検診を再委託することは可能ですか。	可能。
17	特定健診を受診される方は各自の受診票を持参されますか。	特定健康診査受診券を持参する。
18	乳がん検診のマンモグラフィーは、2方向が必須ですか。	必須。